

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	下呂市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.gero.lg.jp/jichimaru_jpn/departmentTop/node_1025/node_1027/node_41352

執行機関名 下呂市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	下呂市福祉医療費助成条例(平成16年下呂市条例第79号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの(母子父子)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年下呂市条例第31号)別表第1 第1の項 下呂市福祉医療費助成条例(平成16年下呂市条例第79号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	下呂市福祉医療費助成条例(平成16年下呂市条例第79号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その <u>生活の安定と向上</u> のために必要な措置を講じ、もって <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、子ども、重度心身障がい者、 <u>母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童</u> に対し、医療費の一部を助成(以下「福祉医療費助成」という。)することにより、これらの者の <u>保健の向上</u> に寄与し、もって <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		下呂市福祉医療費助成条例(平成16年下呂市条例第79号)